

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1 個人／団体の別 団体

2 氏名／団体名 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

3 連絡先 住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
担当: [REDACTED]
e-mail: [REDACTED]

4 意 見

【趣 旨】

1 国民本位の電子行政の実現に関する意見

北海道においては、これまで国の電子政府・電子自治体の取り組みと歩調を合わせ、北海道独自の共同アウトソーシング事業である「HARP構想」を道内市町村と共同で推進し、「共通連携基盤の構築」や「電子申請受付システム」を始めとするフロント系業務の共同化などに積極的に取り組んで参りました。

平成21年度においては、共同化の取り組みを更に加速させるため、バックオフィス系業務の共同化もめざし、総務省の「共同アウトソーシング事業」、「地域情報プラットフォーム標準仕様」や内閣府の「次世代電子行政サービス基盤の標準モデル」を踏まえながら、北海道におけるバックオフィス系業務の標準仕様の作成をめざし、「次世代型電子行政サービス化調査研究事業」の3カ年事業に着手したところです。

また、総務省の自治体クラウド開発実証事業の採択を受け、クラウドコンピューティングの技術を活用し、電子申請受付システムの構築などを通じ、様々な実証事業を行うこととしています。

このように北海道では、平成13年1月に掲げられたe-Japan戦略以降、電子自治体の様々な取り組みを進めて参りましたが、次のような問題点・課題が生じてきております。

- ・電子申請の利用率が伸び悩んでおり、住民・企業サービスの利便性の向上が十分図られていないことから、電子申請システムの共同運用から脱退する地方公共団体が増えている。
- ・地方公共団体においては、バックオフィス系業務システムの経費削減が思うように進んでいないことや国における度重なる新制度導入や制度改正により、システム構築・改修経費、運用経費が嵩み、電算経費が地方公共団体の財政を圧迫している。

・これまでの国における電子自治体施策に関しては、各府省間で様々な事業が打ち出されてきたが、その事業展開に一体感がなく、新たな事業が打ち出される度に地方公共団体は翻弄されてきている。

このことを踏まえ、次のとおり意見を述べさせていただきます。

- (1) 全国共通の電子行政サービスの環境整備にあたっては、総務省で進めている自治体クラウド開発実証事業の実証成果を踏まえるとともに、地方公共団体の厳しい財政状況を鑑み、新たな経費負担が生じないよう十分配慮していただきたい。
- (2) 北海道におけるこれまでの共同化の取り組みのネットワークについては、LGWANを基本として整備を進めており、また、自治体クラウド開発実証事業でもLGWANの利用を前提としていることから、電子行政の基幹ネットワークとしてLGWANの活用を基本として検討していただきたい。
- (3) 「国民本位の電子行政の実現」に係る具体的な取組(例)の多くは相互に密接に関連しており、仮にこれらの施策テーマがそれぞれ個別に、希薄な連携の下で取り組まれた場合、相乗効果が発揮されず、情報通信技術本来の効果である効率化や高度化も発揮できないと考えられることから、今回のIT戦略においては、施策間の連携を重視した精緻な工程表を策定するとともに、各府省間、国・地方間の垣根を越えた一体的な取り組みを進めていただきたい。
- (4) 近年、国における新制度導入や制度改正等の度に、地方公共団体においてはシステム導入や改修等の対応を迫られ、経費面のみならず人的にも多大な負担が発生しています。このため、今後の国の制度改正等(例えば後期高齢者医療制度の廃止など)に際しては、地方公共団体の情報システムに及ぼす影響を十分考慮し、早期に国と地方との協議の場を設け、制度改正やシステム改修等に関する具体的な情報提供に努めるとともに、無理のない移行スケジュールの設定や経費負担に関する合意を形成するなど、地方公共団体に過大な負担が生じないよう取り組みを進めていただきたい。

2 地域の絆の再生に関する「光の道」の整備とユニバーサルサービス制度についての意見

産業の活性化や行政の高度化、効率化、地域振興、地域の安全・安心の確保など様々な分野で情報通信技術の効果的な利活用を進めていくためには、光ファイバなど高度な情報通信基盤の整備が必要であり、その整備にあたってはこれまで、原則民間主導により行われてきましたが、採算性の問題から過疎地域など条件不利地域においては、市町村が国の支援制度を活用し整備を進めてきたところです。

これら市町村によって整備されたブロードバンド通信基盤については、民間事業者に設備等を貸し出し、ブロードバンドサービスが提供されておりますが、維持管理費や耐用年数経過後の再整備については、所有者である市町村がその責務を負うこととなり、市町村の多額の負担が想定されます。

このことを踏まえ、次のとおり意見を述べさせていただきます。

- (1) すべての世帯がブロードバンドサービスの利用が可能となる「光の道」を実現するため、今後新たな整備が必要となる場合には、地方公共団体に負担を求めることなく、民間主導により進めていくべきである。このため、現在はアナログ固定電話などを全国あまねくサービス提供するために運用されているユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバーなどのブロードバンド通信基盤を対象として追加することにより、国民が等しく負担し合って、いつでもどこでもだれでも、新しい時代の情報通信サービスが受けられる制度設計をしていただきたい。
- (2) また、条件不利地域において市町村が整備し、民間事業者に貸し出して運営しているブロードバンド通信基盤については、民間事業者に無償譲渡し、当該事業者の責任で運営・更新が行うことができる特例措置（国庫補助金の返還不要、起債の繰上償還への交付税措置）を創設し、条件不利地域と都市部との負担の格差を解消していただきたい。